

資料6

優良産廃処理業者認定制度事業の透明性の基準に係る適合証明について

(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 調査認証チーム部長 改田 耕一

優良産廃処理業者認定制度
事業の透明性の基準に係る
適合証明について（お知らせ）

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 調査認証チーム
部長 改田 耕一

1. 適合証明の経緯

廃棄物処理法施行規則改正（令和2年2月25日）

優良産廃処理業者の認定基準のうち事業の透明性の基準に適合することを証明する書類については、（申請者作成の書類以外にも）環境大臣が指定する者が作成した書類を提出することができる。

（令和2年10月1日施行）

廃棄物処理法施行規則改正（令和2年8月24日）

上記の「環境大臣が指定する者」に関する条件が規定された（改正後の規則第9条の2の2）。

環境大臣による指定（環境省告示第74号：令和2年9月23日）

当財団が「環境大臣が指定する者」として指定された。

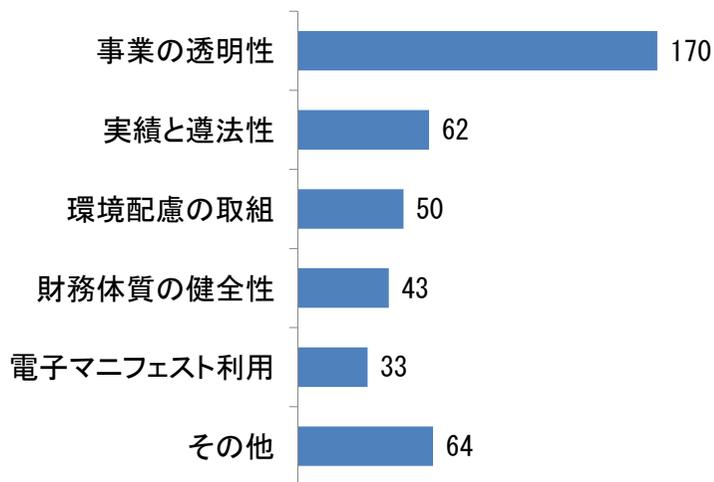
《参考》

3. 優良認定制度の運用改善について⑤

処理業者の事務負担

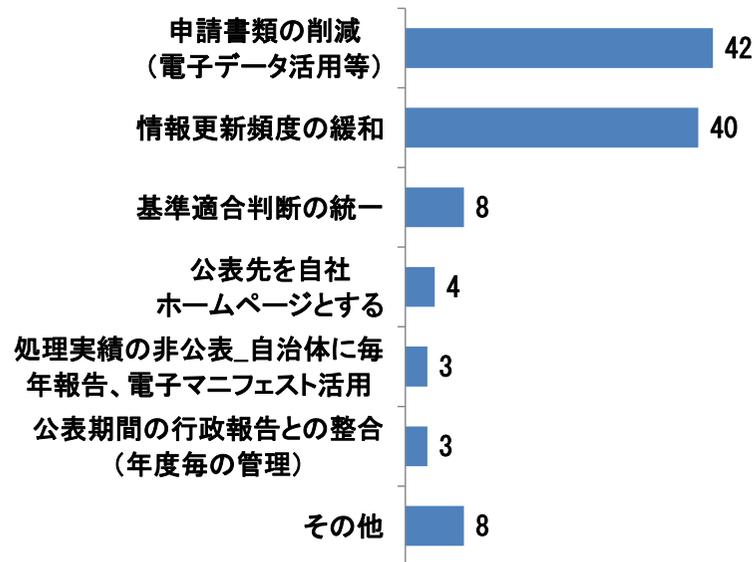
- 処理業者の書類準備に係る事務負担の軽減が必要な審査項目としては、「事業の透明性」が170件と最も多く、次に「実績と遵法性」が62件となっている。
- 処理業者において考えられる事務負担軽減策としては、「申請書類の削減（電子データ活用等）」が42件と最も多く、次いで「情報更新頻度の緩和」が40件となっている。

事務負担の軽減が必要な項目



処理業者 (n = 426、複数選択回答)

考えられる事務負担軽減策



処理業者 (n = 170、自由記述分類)

2. 適合証明の概要

令和2年2月25日の廃棄物処理法施行規則改正における「環境大臣が指定する者（第九条の二第4項、第十条の四第3項）」に弊財団が指定されたことを受けて、基準に適合することを証する書類の作成・発行を行っています。

- 基準に基づく公表事項について「さんぱいくん」上で登録・公開している処理業者を対象とする。
- 利用は任意。従前どおり、情報公開状況一覧及び関連する情報更新日の画面を印刷したもの等を申請書類等とすることも可能。

適合証明の位置づけ

○ 財団においては、適合証明書の申請者について、インターネットによる公表状況及び公表内容を確認し、基準に適合していれば、申請者に対してPDFデータで適合証明書を発行する。適合証明書の発行を受けた処理業者においては、PDFデータ又はこれを印刷したものを地方公共団体へ提出することとなる。適合証明書が地方公共団体に提出された場合には、地方公共団体が優良認定の審査業務における事業の透明性の確認をする際、地方公共団体職員自らによるインターネットの公表事項の内容確認等が不要となり、適合証明書を確認すれば足りることとなる。

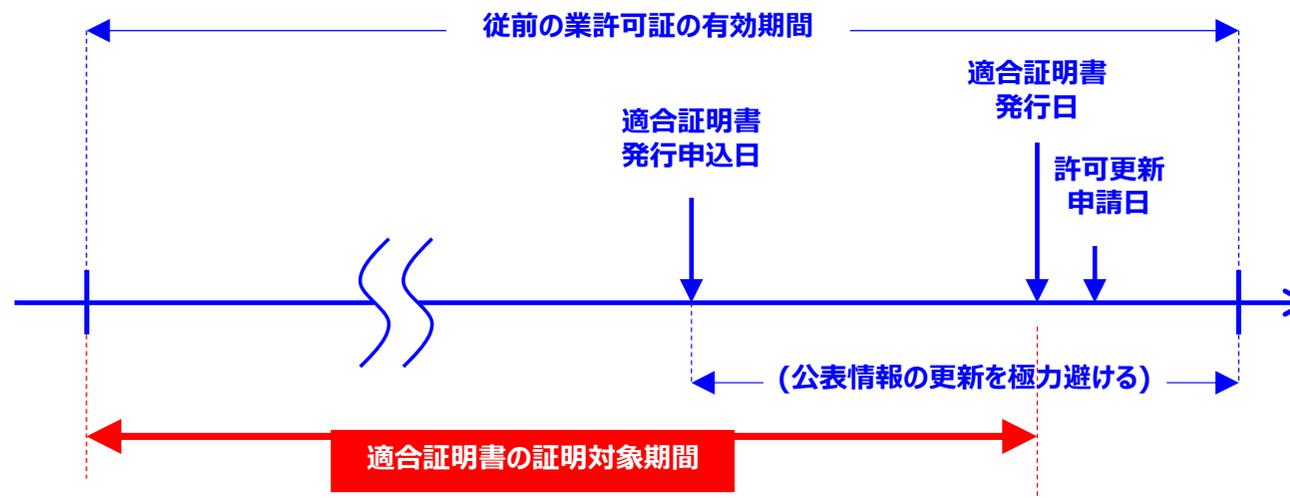
出所：優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル p6 3.3 事業の透明性に係る基準 より

《参考》

産廃情報ネット提供機能の概要

サービス	サービス内容	利用料金 (税込)
さんぱいくん利用 (既存)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社情報の登録、更新、公表 	(無償)
履歴証明 (既存)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公表情報の更新履歴の閲覧、印刷 ・ 過去の日付の公表情報の閲覧、印刷 	1 ユーザあたり 年間 3 万円
適合証明 【New!!】	<p>■ 基準適合確認・通知 (財団)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公表情報の未登録箇所、システムによる自動チェック (自社情報の登録画面上にメッセージ表示) ・ 公表情報のうち、更新頻度が「1年に1回以上」の情報項目の更新期限到来について、システムによる自動チェック (自社情報の登録画面上にメッセージ表示) ・ 情報更新の都度、システム及び目視により基準適合性を財団が確認した結果、修正等が必要な場合、メール通知 	1 ユーザあたり 年間 3 万円
	<p>■ 適合証明書発行 (財団)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適合証明書の発行申込に応じてメール送信 (基準適合確認等の利用が前提) 	許可 1 件につき 3 千円

3. 適合証明対象期間について



申請前の事前公表期間

	場 合	事前情報公表期間	根拠条文
1	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前6月間	規則第9条の3第2号等
2	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	優良認定業者としての許可を受けた日から当該申請の日までの間	規則第9条の3第2号等

出所：優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル p8 3.3.1 申請前の事前公表期間

4. 審査方針の骨子

審査方針：環境省 優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（R2.10）に則った審査

【判断のポイント（例）】

1. 公表事項・内容

基準以上の公表	○（適合）
基準未達の公表 （公表内容不足）	一項目全体の公表漏れ → ×（不適合） 項目内の一部の公表漏れ → 補正後に○（適合） ※軽微な字句の修正、勘違い → 補正後に○（適合）

2. 情報の更新頻度、公表期間

更新頻度	更新頻度（1年に1回以上）を遵守していない場合、 ①本事象発生の要因、②今後の再発防止策 の説明を踏まえて判断
公表期間	「情報公表又は更新を行った日の前々月までのX年間における実績」について、軽微な補正であれば再集計は不要。行政報告との一体管理の推奨。

3. 重点判断ポイント

【産業廃棄物の最終処分終了までの一連の処理の行程】

【直前3年間の産業廃棄物の受入量、処分量、残さ処分量】

の受入量内訳と合計、処分量、持出量内訳と合計の数値について、整合性の確認

公表情報作成のための情報源の例

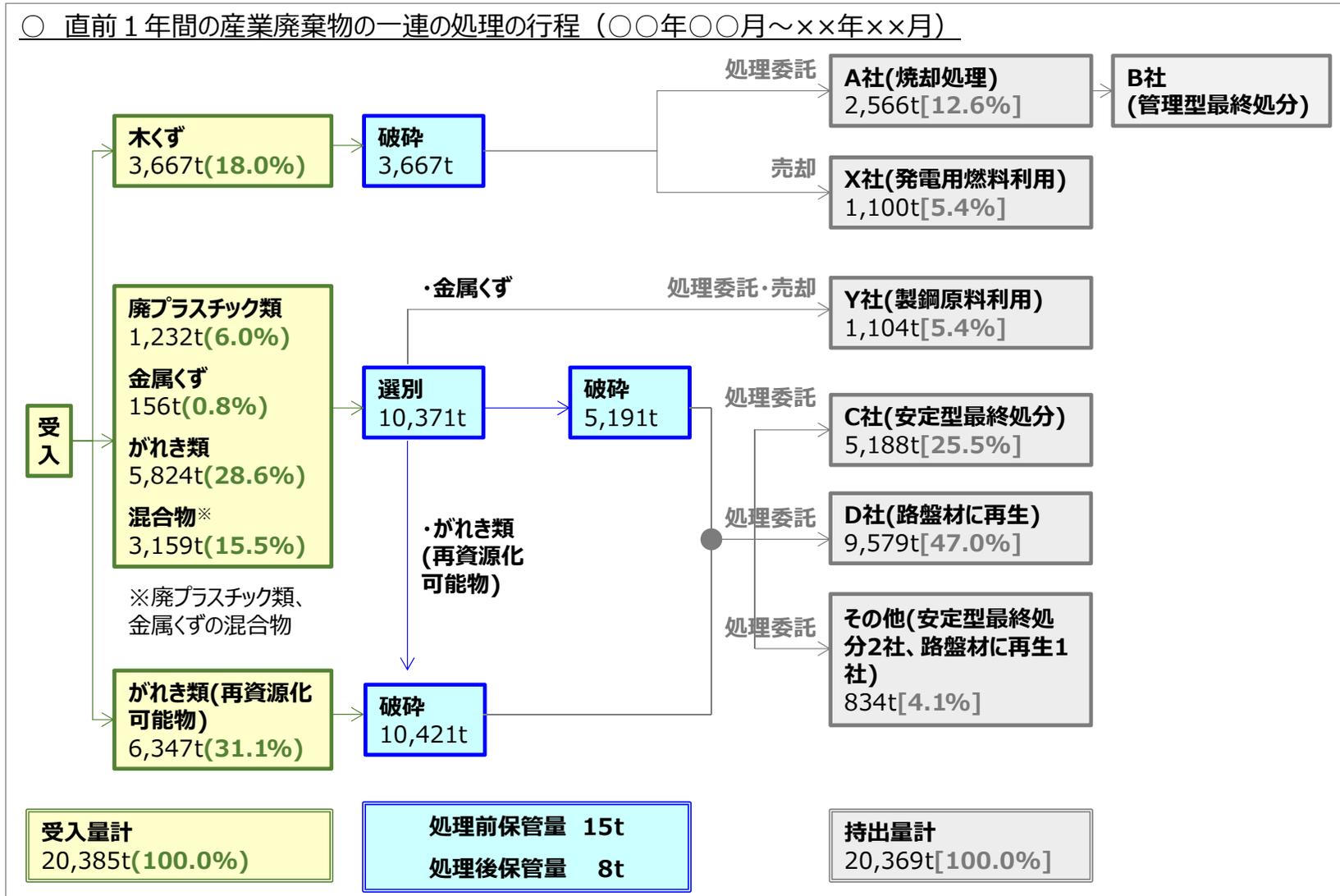
NO	公表事項	【入力する公表項目】：情報源となる主な書類
1	法人に関する基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> 【事業の内容】：会社案内や会社経歴書等
2	事業計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> 【役員等の氏名、就任年月日】：法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 【事業計画の概要】：許可申請書類のひとつである「事業計画」、業許可証
3	産業廃棄物処理業の許可証の写し	<ul style="list-style-type: none"> 【業許可証の写し】：業許可証
4①	運搬施設に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 【運搬施設の種類、数量、低公害車の導入状況】：車検証
4②	処理施設に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 【処理施設の設置場所等】：業許可証の添付文書(様式第二十号：産業廃棄物処理施設設置/変更許可証) 【処理施設設置許可証の写し】：設置許可証(該当施設ありの場合のみ)、変更届(提出した場合のみ)
5	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	<ul style="list-style-type: none"> 【処理工程図】：マニフェスト、業許可証、会社パンフレット等
6	直前1年間の産業廃棄物の最終処分までの一連の処理の行程	<ul style="list-style-type: none"> 【一連の処理の行程】：マニフェスト、業許可証、帳簿、行政報告等
7①	直前3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	<ul style="list-style-type: none"> 【受入量・運搬量】：マニフェスト、業許可証、帳簿、行政報告等
7②	直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	<ul style="list-style-type: none"> 【受入量・処分量・中間処理後処分量】：マニフェスト、業許可証、帳簿、行政報告等
8	直前3年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 【維持管理状況】：法第15条施設の維持管理の状況に関する測定記録、点検記録、除去記録等
9	直前3年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	<ul style="list-style-type: none"> 【熱回収実績】：熱回収実績に関する社内管理・記録簿等
10	直前3事業年度の財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> 【財務諸表】：財務諸表
11	処理料金の提示方法	<ul style="list-style-type: none"> 【処理料金提示方法】：社内資料等
12	業務を所掌する組織・人員配置	<ul style="list-style-type: none"> 【組織・人員配置】：社内資料等
13	事業場の公開の有無・公開頻度	<ul style="list-style-type: none"> 【事業場公開有無・公開頻度】：社内資料等

※環境省 運用マニュアルの記載例等を適宜確認

7-3. 直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の行程 [マニュアル26~28]

記載例

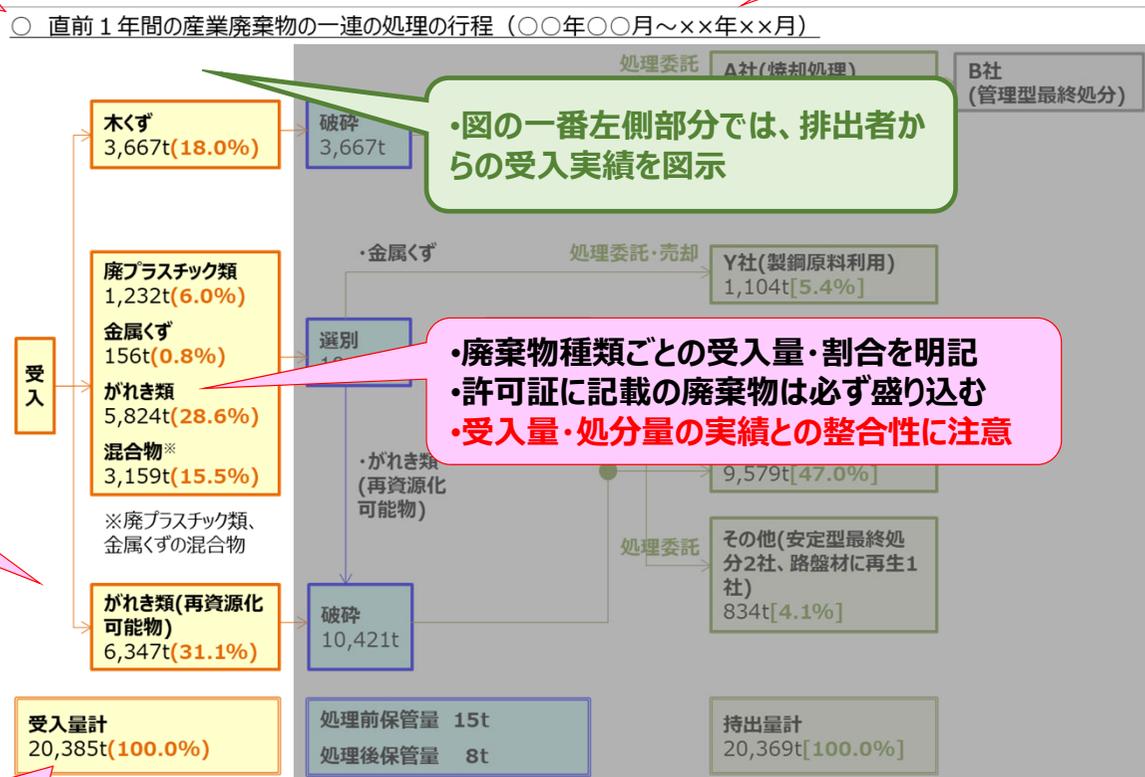
○ 直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の行程 (○○年○○月～××年××月)



作成時のポイント（1）受入部分

- 中間処理、最終処分について作成
- 許可証の記載内容との整合性に注意

- 集計対象期間を明示
- 可能な限り、受入量・処分量の実績の最後の1年間の集計対象期間と同一にする



• 図の一番左側部分では、排出者からの受入実績を図示

- 廃棄物種類ごとの受入量・割合を明記
- 許可証に記載の廃棄物は必ず盛り込む
- 受入量・処分量の実績との整合性に注意

• 廃棄物の受入から書く

- 最下部に、集計対象期間中の受入量合計量・割合(100.0%)を明示
- 持出量計に対する割合と、表示文字の色やカッコの種類を変えることで、何に対する割合かを分かりやすくする

作成時のポイント（２）自社内での処理実績部分

・受入実績に続いて、図の中央部分では、自社内での処理実績を図示

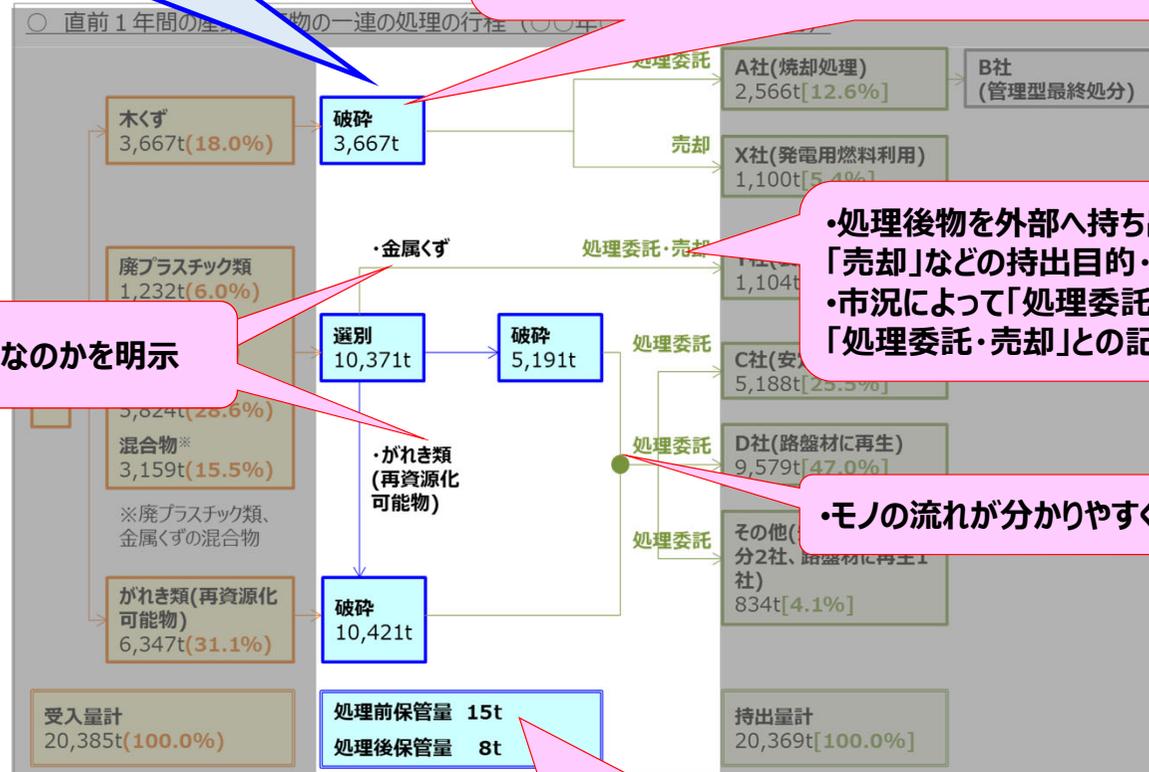
・処分方法ごとの処分量（減量する場合は処理後量も）を明示
 ・許可証の記載内容(処理方法、処理能力)との整合性に注意
 （許可証に記載の処理方法は必ず盛り込む）
 ・受入量・処分量の実績との整合性に注意

・各矢印が何の流れなのかを明示

・処理後物を外部へ持ち出す場合は、「処理委託」、「売却」などの持出目的・処理方法を明示
 ・市況によって「処理委託」「売却」が変わるものは「処理委託・売却」との記載でよい

・モノの流れが分かりやすく把握できるように工夫

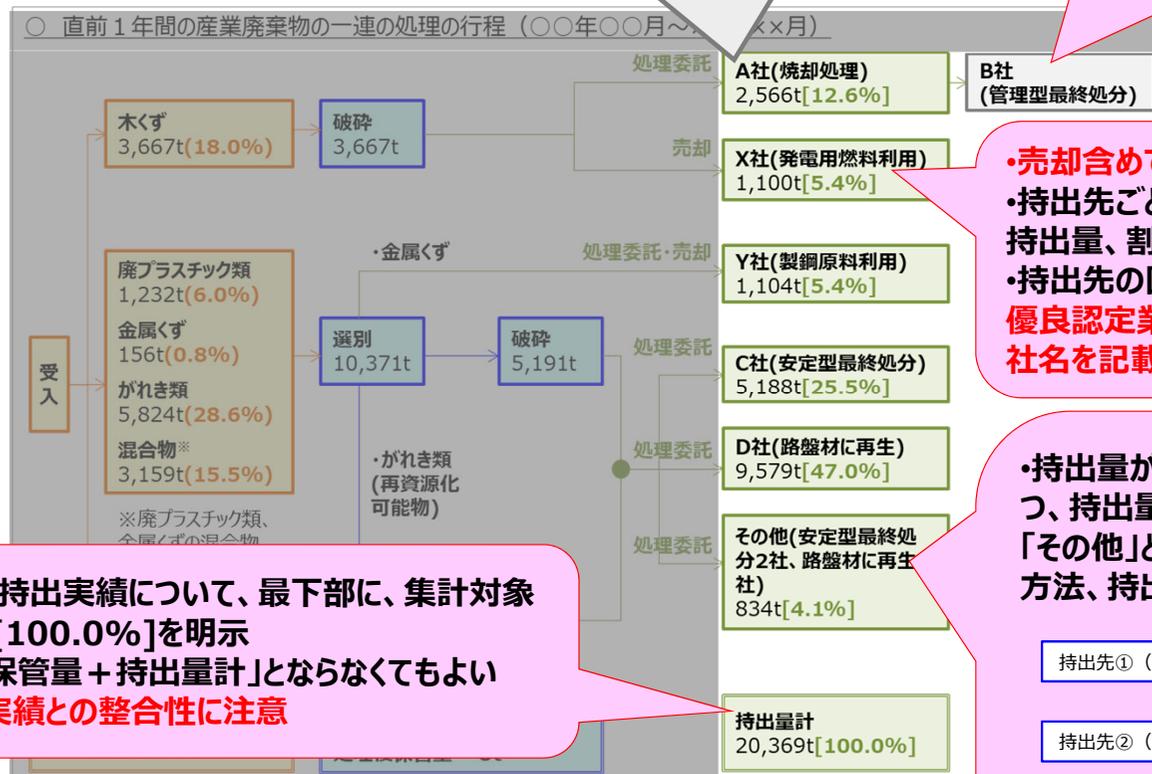
・最下部に、集計対象期間の最終日における保管量を「処理前」、「処理後」に分けて明示



作成時のポイント（3） 他社への持出部分

・受入実績、自社内処理実績に続いて、図の右側部分では、他社での処理実績を図示

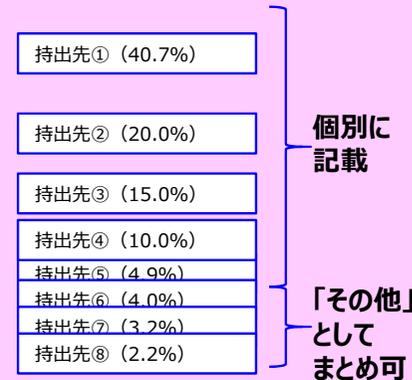
・他社がさらに他社に持ち出すことがある場合は、**最終処分又は再生利用まで記載**
 ・この場合は、持出量、持出割合の記載は不要



・**売却含めて記載**
 ・持出先ごとに、利用方法又は処理方法、持出量、割合を明示
 ・持出先の固有名称記載は任意(持出先が優良認定業者である場合は、具体的な会社名を記載することが期待される)

・自社から他社への直接持出実績について、最下部に、集計対象期間中の合計量・割合[100.0%]を明示
 ・必ずしも「受入量計 = 保管量 + 持出量計」とはならなくてもよい
 ・**処理後物の処分量の実績との整合性に注意**

・持出量が持出量計の5%未満、かつ、持出量の多い上位6位以下は、「その他」として処分方法又は利用方法、持出量、割合をまとめてよい



5. 適合証明書について

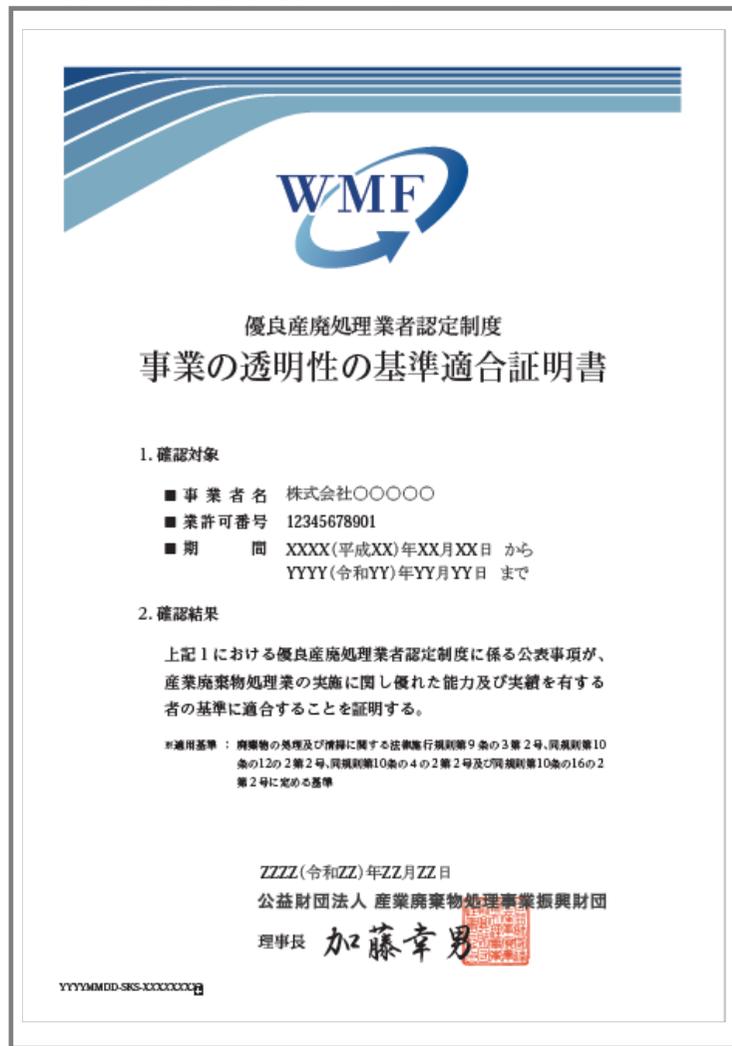
- 適合証明書は、優良認定の申請の際に「事業の透明性」に係る基準に適合することを証明するための提出書類であることから、産業廃棄物処理業※の許可証単位で発行いたします。

※産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業

- 適合証明書は、ユーザが「さんぱいくん」上に登録している「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報が、同基準に適合することを証明するものであり、情報の内容の真偽について保証するものではありません。

- 公表情報に虚偽を含む等疑義が生じた場合、適合証明書を発行できない場合があります。

適合証明書（書式イメージ）



Waste Management Federation (WMF) logo

優良産業処理業者認定制度
事業の透明性の基準適合証明書

1. 確認対象

- 事業者名 株式会社〇〇〇〇〇
- 業許可番号 12345678901
- 期 間 XXXX(平成XX)年XX月XX日 から
YYYY(令和YY)年YY月YY日 まで

2. 確認結果

上記1における優良産業処理業者認定制度に係る公表事項が、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合することを証明する。

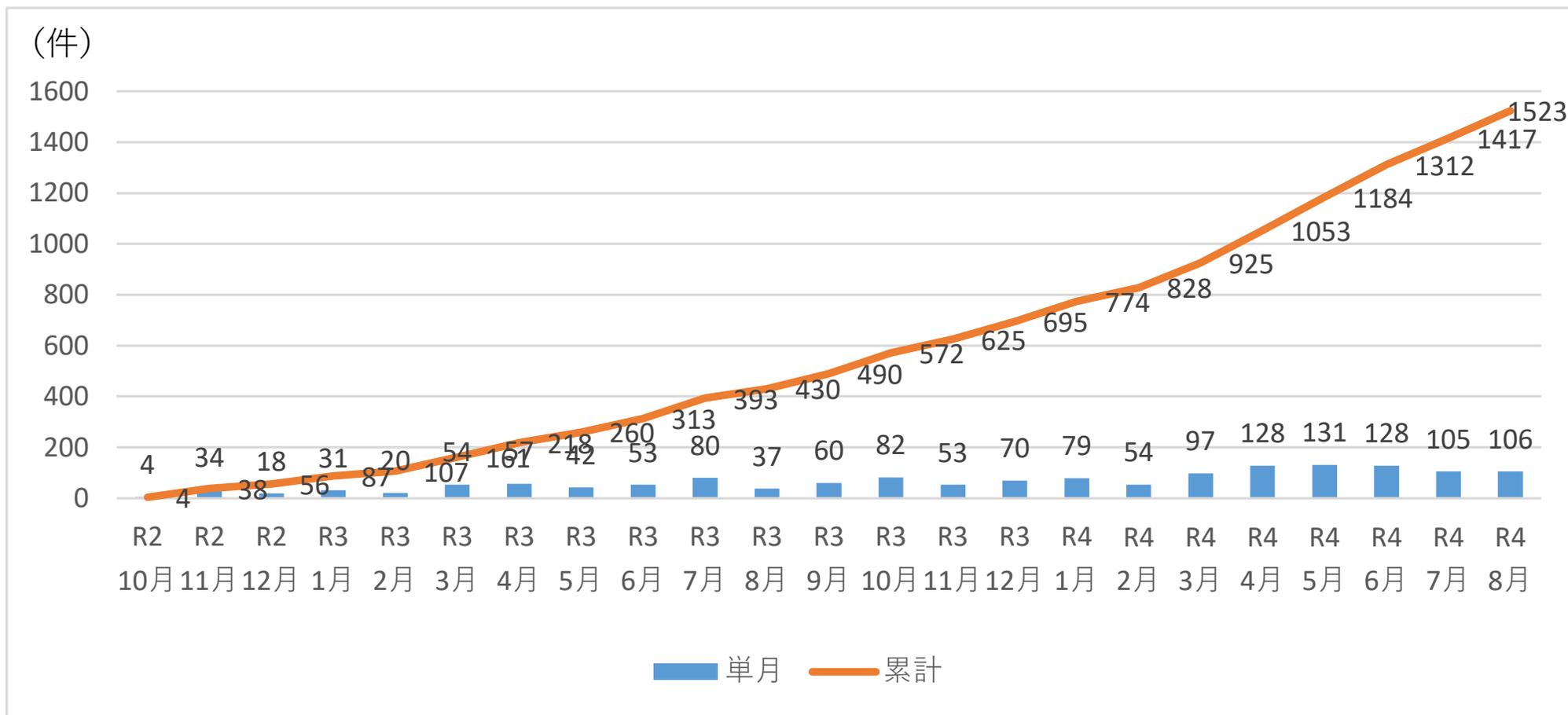
※適用基準：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第2号、同規則第10条の12の2第2号、同規則第10条の4の2第2号及び同規則第10条の16の2第2号に定める基準

ZZZZ(令和ZZ)年ZZ月ZZ日
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 加藤 幸男

YYYYMMDD-SRS-XXXXXXXXXX

《参考》

適合証明書発行件数の推移



(令和4年8月末現在)

適合証明に関するご質問等は、以下までお問い合わせください。

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
調査認証チーム

電話 : 03-4355-0160
(平日10:00~12:00 / 13:00~17:00)

メール : kaiji@sanpainet.or.jp